

## 予算決算常任委員会委員長報告

去る、3月2日及び3日の本会議において、議長から本委員会に付託されました案件は、議案13件です。議案につきましては、各分科会におきまして慎重な審査を行い、各分科会長から報告を受けた後、報告に対する、質疑、討論、採決を行いました。以下審査の経過と結果について順次報告いたします。

### 記

1 審査年月日 令和3年3月19日(金)

2 場 所 議 場

3 出席委員 岸 昭二、湯沢美恵、中村洋子、村田裕子、  
金森すみ子、今関公美、岡村有正、桜井 卓、  
日高英城、高橋伸治、諏訪善一良、大嶋達巳、  
保角美代、松島修一、渡邊良太、工藤日出夫、  
島野和夫、黒澤健一、加藤勝明

4 審査結果

「議案第2号」令和3年度北本市一般会計予算については、修正案第1号を賛成多数により可決すべきものと決定しました。また、修正部分を除く原案を賛成多数により可決すべきものと決定しました。

「議案第3号」令和3年度北本市後期高齢者医療特別会計予算については、賛成全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

「議案第4号」令和3年度北本都市計画事業久保特定土地区画整理事業特別会計予算については、賛成全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

「議案第5号」令和3年度北本市国民健康保険特別会計予算については、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

「議案第6号」令和3年度北本市介護保険特別会計予算については、賛成多

数により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

「議案第7号」令和3年度埼玉県央広域公平委員会特別会計予算については、賛成全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

「議案第8号」令和3年度北本市公共下水道事業会計予算については、賛成全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

「議案第19号」令和2年度北本市一般会計補正予算（第11号）については、賛成全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

「議案第20号」令和2年度北本市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）については、賛成全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

「議案第21号」令和2年度北本都市計画事業久保特定土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）については、賛成全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

「議案第22号」令和2年度北本市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）については、賛成全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

「議案第23号」令和2年度北本市介護保険特別会計予算（第5号）については、賛成全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

「議案第24号」令和3年度北本市一般会計補正予算（第1号）については、賛成全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### ◎「議案第2号」について

初めに、総務文教分科会会長報告の内容について、主なものを申し上げます。

- (1) シティプロモーション業務の委託料の内訳についての質疑に対し、「シティプロモーション関連の市制施行50周年事業として、駅前ロータリーにフ

ラッグを作製する事業に101万2,000円、株式会社モンベルと連携して森林セラピー等を組み合わせたまち歩きやグッズ作製を行う事業に150万円、音楽イベント、マーケット等を実施する&greenfesに500万円、市内小中学校の児童生徒が描く未来の北本のポスターをイベント会場等に掲示する事業に36万6,000円、株式会社モンベルのフレンドエリア登録により約100万部発行のガイド紙への情報を掲載する事業に92万4,000円、一般社団法人地域活性化センターの移住・定住・交流促進支援助成金を活用して実施する&greenマーケット開催事業に121万円を計上している」とのことでした。

(2) 久保・デーノタメ共存調整等事業の必要性についての質疑に対し、「本事業では久保特定土地区画整理事業を見直し、市民合意に関する資料や区内調整に関する資料の作成、有識者による意見聴取等を行う。今回新たに調査業務を行うということではなく、本市のまちづくりにとって重要な久保の区画整理事業とデーノタメ遺跡を共に進め、市民生活を豊かにするために必要な調整業務と考えている」とのことでした。

(3) 予備費に関して、前年度から2,000万円増額して5,000万円とした根拠についての質疑に対し、「近年自然災害が頻発しており、甚大な被害が出たとき、また、不測の事態が生じたときに、直ちに市民生活の安心・安全を確保する必要がある。そのために必要な非常時の対応として、予備費を増額する」とのことでした。

(4) 市税収入の減額理由についての質疑に対し、「個人市民税現年課税分は34億1,282万円、前年度比マイナス2億4,922万1,000円、6.8%減を見込んでいる。主な要因は、毎月勤労統計調査及び人口推計における生産年齢人口、新型コロナウイルス感染症の影響等を考慮したことである。法人市民税現年課税分は2億5,557万2,000円、前年度比マイナス9,011万8,000円、26.1%の減を見込んでいる。主な要因は、税制改正による影響額、法人企業景気予測調査における全産業の経常利益減益見込み、令和元年度にすでに市内の納税

上位企業に大きな減額があったこと及びリーマンショック時の下落率等を考慮したことである。固定資産税現年課税分は35億3,418万円、前年度比マイナス1億5,241万8,000円、4.1%の減を見込んでいる。主な要因は、令和3年度評価替えによる下落及び新型コロナウイルス対策による事業用家屋、償却資産に係る課税標準の特例等を考慮したことである」とのことでした。

(5) **文化財保存活用地域計画策定業務について、債務負担行為による事業実施を決定した経緯についての質疑**に対し、「本計画は、地域のあらゆる文化財の保存活用に関する総合的な計画と位置づけられており、計画策定に係る国庫補助金は国の予算の範囲内で交付される。策定を希望する自治体の要望額で予算総額を振り分けるため、希望自治体が増えると補助金額が下がることになる。また、文化財保護審議会から教育委員会に対し、上尾道路建設に係る文化財の保存と活用についての答申があり、上尾道路計画線上の周辺の文化財については、文化財保存活用地域計画を策定する際、当該計画に盛り込み、地域の文化資産として適切な整備、活用を図ることとされたので、上尾道路工事が間近に迫ってきたことから、早急な策定が必要と考え、計画策定に3か年を要するため、債務負担行為とするものである」とのことでした。

(6) **文化財保存活用地域計画は、第五次北本市総合振興計画後期基本計画を策定中での議論や審議を待ってから進めるという発想はなかったのか、デーノタメ遺跡の方針が決まってから策定すべきではないかとの質疑**に対し、「本計画は、策定に3か年かかるので、実際に地域計画の運用開始は令和5年度以降となるが、総合振興計画後期基本計画との整合を図りながら策定したいと考えている。また、デーノタメ遺跡については、現在、区画整理事業との共存の検討をしているところだが、今回策定する地域計画は、全市を対象として総合的な文化財の保存活用を定めるもので、あくまでも市内の全ての文化財を対象とするので、デーノタメ遺跡の方針策定を待たず、進めたいと考えている」とのことでした。

(7) **オリンピック・パラリンピック事前キャンプホスト対象国負担金の積算根拠**についての質疑に対し、「この負担金は、アルジェリアパラリンピック選手団の事前キャンプの宿泊に伴い、アルジェリアに負担していただくものである。事業費を宿泊費、食事代、食事搬送費等を含め総額1,658万2,100円と見込んでいるので、市の負担額581万円を差し引き、残りの1,077万2,000円が負担金収入となる」とのことでした。

(8) **市内重要遺跡内容確認調査の予定箇所**についての質疑に対し、「内容確認調査は、文化財保護審議会の指導の下、継続的に調査を行うものである。デーノタメ遺跡以外の市内重要遺跡は、実際にどの遺跡を調査するのかを文化財保護審議会で判断するが、現時点では、上尾道路との関係もあり、高尾の宮岡氷川神社前遺跡を想定している」とのことでした。

次に、健康福祉分科会会長報告の内容について、主なものを申し上げます。

(1) **生活困窮者自立支援業務経費の増額理由**についての質疑に対し、「主な理由は、住居確保給付金の増額で、住居確保給付金の令和3年度予算額は対前年度比436.8%の増となっている。これまでは離職により住居を失った方に一定期間家賃相当額を支給していたが、令和2年度より、新型コロナウイルス感染症の影響により休業等で収入が減少して離職と同程度の状況にある方にも支給することとなり、対象者が拡大されたことで、支給件数が大幅に増加したためである」とのことでした。

(2) **こども商品券を3万円とした理由**についての質疑に対し、「現行の0歳児おむつ無料化事業は金額にすると、一人当たり4万5,000円程であるため、こども商品券も同額程度を想定して議論してきた。しかしながら、こども商品券事業を実施している他の自治体の多くが2万円以内であることや、本市の財政事情を勘案し3万円とした」とのことでした。

(3) **保健と介護予防の一体的実施事業経費の内容**についての質疑に対し、「75歳以上の高齢者について、これまでは埼玉県後期高齢者医療広域連合が

保健事業を実施し、介護保険者が介護予防事業を実施していたが、法改正により、保健事業及び介護予防事業を、一体的に実施することが明記され、埼玉県後期高齢者医療広域連合からの委託という形で、高齢介護課、健康づくり課、保険年金課で連携して事業を実施する予定である」とのことでした。次に、建設経済分科会会長報告の内容について、主なものを申し上げます。

(1) 北本ブランド創出事業について、ブランド化をどのように進めていくのかとの質疑に対し、「令和元年度に4点、令和2年度に5点、これまでに9点の北本ブランド認定品の創出をしており、令和2年度には都心のバイヤーとの商談会、首都圏へのマルシェの出店を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響で都心へ出て行くことができず、実現できなかった。令和3年度には新型コロナウイルスの感染が収束に向かえば実施していきたいと考える」とのことでした。

(2) 上尾道路周辺調査事業について、調査する具体的な場所は特定しているのか。また、「地域資源の活用」、「まちづくりの可能性」とは、何を指しているのかとの質疑に対し、「場所については、上尾道路から西側のエリアを想定している。また、上尾道路が整備されることにより都内、県内からの来訪者の増加が見込まれるため、本市の豊かな自然の中で色々なことが提供できると考えている。また、高尾さくら公園、子供公園、水辺プラザ公園等において自然環境を含めた地域資源とのコラボレーションの可能性も検討した上で予算を計上した」とのことでした。

総務文教分科会会長報告に対して、「文化財保存活用地域計画策定事業について、総合的な文化財の保存活用を定めるとはどのような内容か具体的な説明はあったか」、「久保・デーノタメ共存調整等事業について、久保土地区画整理事業特別会計予算に計上されている類似の予算との整合性等について質疑はあったか」、「オリンピック・パラリンピック事前キャンプ受入の辞退の可能性について質疑はあったか」、「市内重要遺跡内容確認調査事業に関し、重要

遺跡の定義について質疑はあったか」、「久保・デーノタメ共存調整等事業の必要性について質疑はあったか」、「久保・デーノタメ共存調整等事業の具体的内容について質疑はあったか」、「久保・デーノタメ共存調整等事業について、これまで実施してきた調査の結果で判断ができるのではないかとこの質疑があったか」などの質疑がありました。

次に、健康福祉分科会会長報告に対して、「こども商品券を3万円とした合理的根拠について質疑はあったか」、「生活保護扶助経費の扶助費が減額となっていることについて質疑はあったか」、「新中央保育所整備事業に関連し、公立保育所全体での利用者数の見込みについて確認がされているか」、「新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えが令和3年度も続くと見込んで医療扶助費を減額していることの妥当性について確認がされているか」などの質疑がありました。

次に、建設経済分科会会長報告に対して、「道路維持費、河川維持費の大幅減額の理由について確認がされているか」、「国土強靱化地域計画策定業務委託料の内容についての質疑及び地域防災計画との関係についての質疑はあったか」、「農業ふれあいセンターのリニューアルに伴い、売上増をどれだけ見込んだかとの質疑はあったか」などの質疑がありました。

質疑を終了し、討論に入る際、委員より本案に対する修正案が2件提出されました。修正案第1号の内容は、「久保・デーノタメ共存調整等事業に要する600万円の歳出予算の減額、上尾道路周辺調査事業に要する400万円の歳出予算の減額及び文化財保存活用地域計画策定事業に要する382万2,000円の歳出予算の減額を行うとともに、文化芸術振興費補助金191万円の歳入予算の減額及び財政調整基金繰入金について1,191万2,000円の減額を行い、かつ北本市文化財保存活用地域計画策定業務にかかる689万7,000円の債務負担行為の削除を行うこと」でした。また、修正案第2号の内容は、「上尾道路周辺調査事業に要する400万円の歳出予算の減額及び文化財保存活用地域計画策定事業に要する382

万2,000円の歳出予算の減額を行うとともに、文化芸術振興費補助金191万円の歳入予算の減額及び財政調整基金繰入金について591万2,000円の減額を行い、かつ北本市文化財保存活用地域計画策定業務にかかる689万7,000円の債務負担行為の削除を行うこと」でした。

なお、修正内容については、別紙の修正案を御参照いただきたいと思います。

修正案第2号に対して、「久保・デーノタメ共存調整事業については、このまま土地区画整理事業を進めた場合と、デーノタメ遺跡を保存していく場合のコストの比較に要する予算の計上がないため有効でないと考えるが、どのような考えでこの事業を残したのか」との質疑がありました。

本案に反対・修正案に反対の討論が1件、本案に反対・修正案第1号に賛成の討論が4件、本案に反対・修正案第2号に賛成の討論が1件ありました。

#### ◎「議案第3号」について

健康福祉分科会会長報告に対する質疑はなく、討論もありませんでした。

#### ◎「議案第4号」について

- (1) 事業費のうち土地区画整理費に関して、調査設計委託料の内容についての質疑に対し、「調査設計委託料として5,170万8,000円を計上しているが、このうち3,770万円ほどが事業計画の見直しに関する予算で、そのほか1,400万円ほどが例年取り組んでいる工事や移転補償等に付随する委託料となっている」とのことでした。

建設経済分科会会長報告に対して、「久保特定土地区画整理事業経費に計上されている調査設計委託料5,170万8,000円の具体的な内容について確認がされているか」との質疑がありました。

本案に賛成の討論が1件ありました。

#### ◎「議案第5号」について

- (1) 特定健診未受診者用受診勧奨委託料の対象人数はどれくらいを見込んでいるのかとの質疑に対し、「特定健診未受診者に対して、勧奨通知を送付し



ているもので、一つ目は40歳になって初めて健診を受ける方が110人、二つ目は過去5年間で受診歴のある方が4,430人、三つ目は、過去5年間で受診歴の無い方が5,460人と見込んでいる」とのことでした。

健康福祉分科会会長報告に対して、「歳入の国民健康保険税が前年度と比較して7,180万8,000円の大幅な減額となっている理由について確認がされているか」「新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減収分がどのくらいであるかについて答弁があったか」との質疑がありました。

本案に反対の討論が1件ありました。

#### ◎「議案第6号」について

(1) 居宅介護サービス等給付費が増額となり、施設介護サービス給付費が減額となった理由についての質疑に対し、「これまでの利用実績等を踏まえ、第8期介護保険事業計画の給付費の将来推計を基に積算したところ、施設介護サービス給付費より居宅介護サービス等給付費の方が利用が多いものと見込んだ。居宅介護サービスの中でも、特に訪問介護や通所介護等の在宅サービスや、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）等の地域密着型サービスの増加が見込まれるため、居宅介護サービス給付費を増額とした」とのことでした。

健康福祉分科会会長報告に対して、「介護保険料改定の影響額について確認がされているか」との質疑がありました。

本案に反対の討論が1件ありました。

#### ◎「議案第7号」について

総務文教分科会会長報告に対する質疑はなく、討論もありませんでした。

#### ◎「議案第8号」について

建設経済分科会会長報告に対する質疑はなく、討論もありませんでした。

#### ◎「議案第19号」について

初めに、総務文教分科会会長報告の内容について、主なものを申し上げます。

(1) **新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の第3次分までの申請限度額、申請額、交付決定額についての質疑**に対し、「地方単独事業分の限度額は、1次補正が1億9,093万4,000円、2次補正が4億9,460万4,000円、3次補正が2億2,225万3,000円で、実際の申請額については第1次、第2次、第3次とも、限度額で申請している。交付決定額については、第1次、第2次は限度額、申請額と同額で決定通知を受けているが、第3次はまだ交付決定されていない」とのことでした。

(2) **教育総務費で1件、小学校費で3件、中学校費で2件ある繰越明許費はすべて国の補正予算成立に伴う国庫補助事業なのか**との質疑に対し、「すべて国の補正予算の事業で、算定の基準額に乗じる補助割合は感染症の継続支援事業が2分の1、空調設備が3分の1である。西小学校の給食室は、新たに造る炊飯施設の部分が新築扱いで2分の1、給食室その他の部分が改築扱いで3分の1となる。また、給食室や空調設備は補助金を差し引いた額に対して補正予算債等を充てることができる」とのことでした。

次に、健康福祉分科会会長報告の内容について、主なものを申し上げます。

(1) **衛生費のうち保健衛生費に関して、健診委託料の減額理由についての質疑**に対し、「新型コロナウイルス感染症の影響で健診受診者が減少したことが考えられる。令和元年度は健診受診者が、延べ6,583人だったが、令和2年度は5,034人と23.5%減少したことに伴い、委託料も減額となった」とのことでした。

次に、建設経済分科会会長報告の内容について、主なものを申し上げます。

(1) **中小規模事業者等支援給付金が350万円の補正減となった理由**についての質疑に対し、「当初予算額1億8,000万円からは大幅な減額となり、令和2年度予算現額3,000万円、執行額2,650万円で350万円の補正減となる。売上げの減少が50%を超える事業者が想定より多く、国の持続化給付金事業の対象となるため、市への申請が少なかったこと、また、零細事業者について

は、正確な売上げを記録する帳簿等の作成ができていなかったことで、書類を調えるのが非常に大変なことから申請が想定より少なかったためだと考えられる」とのことでした。

建設経済分科会会長報告に対して、「一般廃棄物処理委託料が1,500万円増額されている理由について確認がされているか」との質疑がありました。

本案に対する討論はありませんでした。

◎「議案第20号」について

健康福祉分科会会長報告に対する質疑はなく、討論もありませんでした。

◎「議案第21号」について

- (1) 事業費のうち土地区画整理費に関して、調査設計委託料が3,726万1,000円の補正減となっているが、予算計上から補正減に至るまでの経緯と理由についての質疑に対し、「令和元年度に久保特定土地区画整理事業の事業計画の見直しに当たっての課題を整理し、令和2年度に対処方を整理し、その検討状況により土地利用計画のほか、測量及び設計等も実施できるような経費を予算計上したが、対処方の整理に時間を要した関係で、見直し作業に遅れが生じ実施に至らなかったことから補正減とするものである」とのことでした。

建設経済分科会会長報告に対する質疑はなく、討論もありませんでした。

◎「議案第22号」について

健康福祉分科会会長報告に対する質疑はなく、討論もありませんでした。

◎「議案第23号」について

- (1) 令和元年度決算不認定の影響についての質疑に対し、「令和2年3月分の介護給付費を令和2年度予算から支出したことに伴い、令和2年度全体としては2億1,000万円の不足が見込まれることから、補正計上するものである」とのことでした。

健康福祉分科会会長報告に対して、「令和元年度の補正誤りにより令和2年

度予算が13か月予算となったため、予算額の比較検討が難しくなっているが、補正額の妥当性についてどのように確認をしたか」との質疑がありました。

本案に対する討論はありませんでした。

◎「議案第24号」について

- (1) 西小学校給食室の整備は、令和2年度国の補正予算の補助金を活用した場合、令和3年度当初予算で整備した場合と比べてどの程度有利になるのかとの質疑に対し、「令和3年度当初予算で整備した場合、給食室の市の負担が61.7%、空調設備が51.7%であったが、令和2年度補正予算債を活用することにより、いずれも全体額の3分の1、33.3%で整備ができるようになる」とのことでした。

総務文教分科会会長報告に対する質疑はなく、討論もありませんでした。

以上報告いたします。

令和3年3月24日

予算決算常任委員会  
委員長 加藤 勝 明

北本市議会議長 滝瀬 光 一 様